発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	グローカルマーケティング株式会社 （Glocal Marketing Co., Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO　今井　進太郎
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市城内町三丁目２番地１　山嘉ビル３F
【電話番号】	(0258) 89-6221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 兼 経営企画部長　遠藤　頑太
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	グローカルマーケティング株式会社 https://glocal-marketing.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第５期（中間）	第６期（中間）	第４期	第５期
会計期間		自 2024年４月１日 至 2024年９月30日	自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2023年４月１日 至 2024年３月31日	自 2024年４月１日 至 2025年３月31日
売上高	（千円）	148,310	156,781	312,701	364,327
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△17,350	△27,418	2,076	6,427
当期純利益又は中間純損失（△）	（千円）	△16,572	△19,976	749	3,688
資本金	（千円）	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	（株）	293,000	293,000	2,930	293,000
純資産額	（千円）	19,843	20,127	36,415	40,104
総資産額	（千円）	109,752	128,458	179,829	155,558
１株当たり純資産額	（円）	67.72	68.69	124.29	136.87
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益又は１株当たり中間純損失（△）	（円）	△56.56	△68.18	4.19	12.59
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	18.08	15.67	20.25	25.78
自己資本利益率	（％）	－	－	2.06	9.64
株価収益率	（倍）	－	－	－	107.2
配当性向	（％）	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△26,359	△18,160	△12,562	△8,870
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△2,404	△5,149	△1,045	△3,413
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△38,998	△10,000	45,908	△18,998
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	26,944	30,114	94,706	63,424
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	42 （－）	46 （－）	39 （－）	42 （－）

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．第４期から第６期中間期までの潜在株式調整後１株当たり当期（中間）純利益については、第４期は潜在株式が存在していないため記載しておりません。第５期中間期は潜在株式が存在しておらず、また１株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。第５期は潜在株式が存在しているものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。第６期中間期は潜在株式が存在しているものの、希薄化効果を有しておらず、また１株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

３．第５期中間期、第６期中間期の自己資本利益率については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。
４．第４期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第５期中間、第６期中間の株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
５．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
６．従業員数は就業人員であります。
７．2024年６月25日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり中間純損失（△）を算定しております。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

３【関係会社の状況】

該当事項はありません。

４【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2025年９月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
46	35.4	3.4	3,838

セグメントの名称	従業員数(人)
中小企業向け経営コンサルティング事業部門	46
合計	46

(注) １．従業員数は就業人員であります。
２．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

（２）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

第６期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進んだことで、緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的な金融引締めは高止まりが続く中、ウクライナ情勢の長期化や中東地域を巡る地政学的リスクは継続しており、海外経済の減速懸念も強まるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、円安の常態化に加え、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに伴う物価上昇が、引き続き企業業績に影響を与える状況となりました。

当社を取り巻く地域の中小企業・小規模事業者向け経営コンサルティング市場においては、こうした社会全体の経済環境による影響を受けつつも、人口減少や都市部への人口流出による市場縮小や、深刻化する人材不足、生産性向上や DX 推進の遅れといった地域の中小企業・小規模事業者特有の基本的な課題を抱えた企業が依然として多く、当社のサービスに対する堅調な需要が続くものと考えております。

このような経営環境のもと、当社は中小企業向け経営コンサルティング事業において、新規顧客の開拓に注力するとともに、既存顧客への支援体制強化に努めて参りました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は 156,781 千円（前年同期比 5.7％増）、営業損失は 28,001 千円（前年同期は営業損失 16,956 千円）、経常損失は 27,418 千円（前年同期は経常損失 17,350 千円）、中間純損失 19,976 千円（前年同期は中間純損失 16,572 千円）となりました。

なお、当社は、中小企業向け経営コンサルティング事業部門の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

第６期中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は前事業年度末に比べ 33,310 千円減少し、30,114 千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は 18,160 千円となりました。主な増加要因は、減価償却費 3,141 千円、賞与引当金の増加額 2,018 千円、売上債権及び契約資産の減少額 8,524 千円、未払金の増加額 3,183 千円、未払費用の増加額 1,949 千円、契約負債の増加額 3,342 千円等によるものであります。主な減少要因は、税引前中間純損失 27,418 千円、仕入債務の減少額 3,538 千円、未払消費税等の減少額 4,527 千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 5,149 千円となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出 3,509 千円、敷金及び保証金の差入れによる支出 1,460 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 10,000 千円となりました。要因は、短期借入金の減少額 20,000 千円、長期借入れによる収入 10,000 千円によるものであります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

（２）受注状況

当中間会計期間における受注実績は以下の通りであります。

なお、当社は、中小企業向け経営コンサルティング事業部門の単一セグメントであるため、事業別に受注実績を記載いたします。

事業の名称	受注高（千円）	前年同期比(%)	受注残高（千円）	前年同期比(%)
コンサルティング事業	172,321	93.95	77,808	94.00
トキっ子くらぶ事業	32,711	110.62	21,080	99.05
合計	205,033	96.26	98,888	95.03

（３）販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、以下の通りであります。

なお、「中小企業向け経営コンサルティング事業部門」の単一セグメントのため、事業別に記載しております。

事業の名称	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	前年同期比（%）
コンサルティング事業（千円）	139,888	103.49
トキっ子くらぶ事業（千円）	16,893	128.61
合計	156,781	105.71

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が 10%以上となる相手先がいないため記載を省略しております。

３【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または 2025 年６月 27 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜J-Adviser との契約について＞

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022 年９月 30 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りであります。

なお、本中間会計期間に係る発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受け

た日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

a　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ　非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主と

の取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が 300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は 96,081 千円で、前事業年度末に比べ 37,115 千円減少しております。主な変動要因は、現金及び預金の減少 33,310 千円、受取手形、売掛金及び契約資産の減少 8,524 千円等によるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は 32,377 千円で、前事業年度末に比べ 10,015 千円増加しております。主な変動要因は、繰延税金資産の増加 7,701 千円によるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は 59,465 千円で、前事業年度末に比べ 15,431 千円減少しております。主な変動要因は、買掛金の減少 3,538 千円、短期借入金の減少 20,000 千円、１年内返済予定の長期借入金の増加 2,028 千円、未払金の増加 3,183 千円、未払費用の増加 1,949 千円、未払消費税等の減少 4,527 千円、契約負債の増加 3,342 千円、賞与引当金の増加 2,018 千円によるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は 48,865 千円で、前事業年度末に比べ 8,308 千円増加しております。主な変動要因は、長期借入金の増加 7,972 千円によるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は20,127千円で、前事業年度末に比べ19,976千円減少しております。主な変動要因は、中間純損失19,976千円の計上によるものであります。

（3）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載しております。

（4）キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第３【事業の状況】１　【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４【設備の状況】

当社は、中小企業向け経営コンサルティング事業部門の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしておりません。

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名･無記名の別、額面･無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	当中間会計期間末現在発行数（株）（2025年９月30日）	公表日現在発行数（株）（2025年12月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,172,000	879,000	293,000	293,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	1,172,000	879,000	293,000	293,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

2025年３月12日取締役会決議

区分	当中間会計期間末現在（2025年９月30日）	公表日の前月末現在（2025年11月30日）
新株予約権の数(個)	156	156
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600（注）１	15,600（注）１
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　2027年３月13日 至　2035年３月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　1,350 資本組入額　675（注）３	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、普通株式100株であります。 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

４．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

（１）新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。

（２）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

５．新株予約権の取得に関する事項

（１）当社は、新株予約権の割当を受けた者が上記（注）４に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができます。

（２）当社株主総会又は取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができます。

６．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付します。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）１に準じて決定します。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとします。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表の「新株予約権の行使期間」に定める期間の末日までとします。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

（７）再編対象会社による新株予約権の取得

上記（注）５に準じて決定します。

（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）３に準じて決定します。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年４月１日～2025年９月30日	－	293,000	－	50,000	－	3,910

（６）【所有者別状況】

2025年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	4	6	－
所有株式数（単元）	－	－	－	1,671	－	－	1,259	2,930	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	57.03	－	－	42.96	100	－

（７）【大株主の状況】

2025 年９月 30 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
古桝屋株式会社　（注）	新潟県長岡市神田町３丁目１番地１	167,000	57.00
今井進太郎　（注）	新潟県長岡市	55,500	18.94
今井慶子　（注）	新潟県新潟市	28,000	9.56
遠藤頑太　（注）	新潟県長岡市	27,900	9.52
地方創生新潟２号投資事業有限責任組合　（注）	新潟県新潟市中央区天神１丁目１番地	14,500	4.95
株式会社鷲尾　（注）	新潟県長岡市中島７丁目１－１６	100	0.03
計	－	293,000	100.00

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 293,000	2,930	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	293,000	―	―
総株主の議決権	―	2,930	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

2025年３月12日取締役会決議

決議年月日	2025年３月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員　3 当社従業員　37
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

２【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月次	2025 年６月	2025 年７月	2025 年８月	2025 年９月	2025 年 10 月	2025 年 11 月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）１．最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

２．2025年６月から2025年11月については、株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける売買実績はありません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動は、次のとおりであります。

（１）退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	山﨑俊輔	2025 年６月 30 日

（２）異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性４名　女性１名　（役員のうち女性の比率 20％）

第６【経理の状況】

１　中間財務諸表の作成方法について

（１）　当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38　年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

また、当社は、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

（２）　当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間会計期間(2025 年４月１日から 2025 年９月 30 日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

３　連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当中間会計期間 （2025年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	63,424	30,114
受取手形、売掛金及び契約資産	67,061	58,536
棚卸資産	975	686
その他	2,133	7,105
貸倒引当金	△398	△361
流動資産合計	133,197	96,081
固定資産		
有形固定資産	※1 5,692	※1 6,770
無形固定資産	2,598	1,889
投資その他の資産		
繰延税金資産	13,684	21,385
破産更生債権	－	290
貸倒引当金	－	△290
その他	386	2,331
投資その他の資産合計	14,070	23,717
固定資産合計	22,361	32,377
資産合計	155,558	128,458

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当中間会計期間 （2025年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,684	2,145
短期借入金	※２ 20,000	※２ －
１年内返済予定の長期借入金	－	2,028
未払金	4,583	7,767
未払費用	16,221	18,170
未払法人税等	519	259
未払消費税等	※３ 8,494	※３ 3,967
契約負債	5,246	8,589
賞与引当金	10,079	12,098
その他	4,067	4,438
流動負債合計	74,896	59,465
固定負債		
長期借入金	40,000	47,972
退職給付引当金	557	893
固定負債合計	40,557	48,865
負債合計	115,454	108,331
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	3,910	3,910
資本剰余金合計	3,910	3,910
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△13,805	△33,782
利益剰余金合計	△13,805	△33,782
株主資本合計	40,104	20,127
純資産合計	40,104	20,127
負債純資産合計	155,558	128,458

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
売上高	※１　148,310	※１　156,781
売上原価	77,156	85,058
売上総利益	71,154	71,722
販売費及び一般管理費	※２　88,110	※２　99,724
営業損失（△）	△16,956	△28,001
営業外収益	74	811
営業外費用	468	228
経常損失（△）	△17,350	△27,418
税引前中間純損失（△）	△17,350	△27,418
法人税、住民税及び事業税	259	259
法人税等調整額	△1,037	△7,701
法人税等合計	△778	△7,441
中間純損失（△）	△16,572	△19,976

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000	3,910	3,910	△17,494	△17,494	36,415	36,415
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△16,572	△16,572	△16,572	△16,572
当中間期変動額合計	－	－	－	△16,572	△16,572	△16,572	△16,572
当中間期末残高	50,000	3,910	3,910	△34,066	△34,066	19,843	19,843

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000	3,910	3,910	△13,805	△13,805	40,104	40,104
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△19,976	△19,976	△19,976	△19,976
当中間期変動額合計	－	－	－	△19,976	△19,976	△19,976	△19,976
当中間期末残高	50,000	3,910	3,910	△33,782	△33,782	20,127	20,127

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失（△）	△17,350	△27,418
受取利息	△6	△55
支払利息	468	227
補助金収入	－	△200
減価償却費	1,858	3,141
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△27	254
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,495	2,018
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△140	336
売上債権及び契約資産の増減額（△は増加）	4,427	8,524
棚卸資産の増減額（△は増加）	△221	289
仕入債務の増減額（△は減少）	△10,660	△3,538
未払金の増減額（△は減少）	△1,446	3,183
未払費用の増減額（△は減少）	1,625	1,949
未払消費税等の増減額（△は減少）	△9,141	△4,527
契約負債の増減額（△は減少）	2,582	3,342
その他	128	△5,200
小計	△25,409	△17,672
利息の受取額	6	55
利息の支払額	△505	△227
補助金の受取額	－	200
法人税等の支払額	△450	△519
法人税等の還付額	－	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	△26,359	△18,160
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,404	△3,509
敷金及び保証金の差入による支出	－	△1,460
その他	－	△179
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,404	△5,149
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△38,998	△20,000
長期借入れによる収入	－	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,998	△10,000
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△67,761	△33,310
現金及び現金同等物の期首残高	94,706	63,424
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　26,944	※　30,114

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．　棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

２．　固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の資産については、取得した事業年度に全額費用処理しております。

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

建物	13～48 年
工具、器具及び備品	３～20 年

⑵ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．　引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金

当社は、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．　収益及び費用の計上基準

当社は中小企業向け経営コンサルティング事業部門におけるコンサルティング事業について、中小企業、小規模事業者、商工会・商工会議所、行政等に対して、セミナーや研修、顧問型の経営コンサルティングサービスを提供しております。

これらのサービスに対する報酬は、顧客にコンサルティング支援の提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、トキっ子くらぶ事業におけるトキっ子くらぶホームページへの顧客事業者の情報掲載については、１年分の当該対価を前受収益として計上した後、履行義務の充足に従い、毎月按分して収益認識しております。

５．　中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1．　繰延税金資産の回収可能性

（1）当中間会計期間の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 （2025年３月31日）	当中間会計期間 （2025年９月30日）
繰延税金資産	13,684千円	21,385千円

（2）財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積もりは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定はサービスごとの売上成長率であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定であるサービスごとの売上成長率は、見積もりの不確実性が高く、売上高が変動することに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

将来の課税所得見積額は、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて決定しております。将来の不確実な経済状況の変動等により、これらの見積もりの前提に変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（中間貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2025年３月31日）	当中間会計期間 （2025年９月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	5,645千円	6,836千円

※２　当座貸越契約について

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関２行との間に当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく中間会計期末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当中間会計期間 （2025年９月30日）
当座貸越極度額の総額	－千円	60,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	－	60,000千円

※３　消費税等の扱い

仮払消費税等と仮受消費税等を相殺の上、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１　業績の季節変動性について

前中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）及び当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社のビジネスにおいては、①商工会・商工会議所主催のセミナーの実施時期、②補助金申請の繁忙期、③行政案件の納品期限、④トキっ子くらぶが発行する情報誌の発行時期、などが下期や特に年度末に集中する傾向にあるため、売上高に季節変動があります。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下の通りであります。

	前中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
給料手当	26,253千円	33,374 千円
役員報酬	18,600	17,100
賞与引当金繰入額	3,734	4,761
支払手数料	14,780	13,450
減価償却費	619	1,090
貸倒引当金繰入額	△27	254
退職給付費用	△26	163

３　減価償却実施額

	前中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
有形固定資産	829千円	1,191 千円
無形固定資産	708	708

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　2024年４月１日　　至　2024年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当中間会計期間 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式（注）	2,930	290,070	－	293,000
合計	2,930	290,070	－	293,000

（注）当社は、2024年５月14日開催の取締役会決議により、2024年６月24日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年６月25日付で普通株式１株を100株に分割しております。これにより株式数は290,070株増加しております。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2025年４月１日　　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当中間会計期間期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	293,000	－	－	293,000
合計	293,000	－	－	293,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
			当中間会計期間期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－	－

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、以下の通りであります。

	前中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）	当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
現金及び預金勘定	26,944千円	30,114 千円
現金及び現金同等物	26,944	30,114

（リース取引関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、もしくは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025 年３月 31 日）

	貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金	40,000	35,844	△4,155
負債計	40,000	35,844	△4,155

当中間会計期間（2025 年９月 30 日）

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	50,000	45,245	△4,754
負債計	50,000	45,245	△4,754

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025 年３月 31 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	35,844	－	35,844
負債計	－	35,844	－	35,844

当中間会計期間（2025 年９月 30 日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	45,245	－	45,245
負債計	－	45,245	－	45,245

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

長期借入金（１年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2024年４月１日 至　2024年９月30日）	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
一時点で移転される財	141,180	150,893
一定の期間にわたり移転される財	7,129	5,887
顧客との契約から生じる収益	148,310	156,781
外部顧客への売上高	148,310	156,781

２．　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

３．　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）　契約資産および契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	57,605	66,859
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	66,859	38,721
契約資産（期首残高）	－	202
契約資産（期末残高）	202	19,815
契約負債（期首残高）	4,503	5,246
契約負債（期末残高）	5,246	8,589

契約資産は、（中間）期末日時点における履行義務の充足度に基づき、認識した収益に係る債権のうち、未請求となっている履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであり、請求可能となっ

た時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

（２）　残存履行義務に配分した取引価格
当初に予想される契約が１年以内のため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは「中小企業向け経営コンサルティング事業部門」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自　2024 年４月１日　至　2024 年９月 30 日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90％を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、10%以上を占める相手先が無いため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自　2025 年４月１日　至　2025 年９月 30 日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90％を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

売上高のうち、10%以上を占める相手先が無いため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自　2024 年４月１日　至　2024 年９月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前中間会計期間（自　2024年４月１日　至　2024年９月30日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2024 年４月１日 至　2025 年３月 31 日）	当中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
１株当たり純資産額　136 円 87 銭	１株当たり純資産額　68 円 69 銭

（注）当社は 2024 年５月 14 日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024 年６月 25 日付で普通株式１株につき 100 株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額を算定しております。

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間会計期間 （自　2024 年４月１日 至　2024 年９月 30 日）	当中間会計期間 （自　2025 年４月１日 至　2025 年９月 30 日）
１株当たり中間純損失（△）(円)	△56.56	△68.18
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）(千円)	△16,572	△19,976
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る中間純損失（△）(千円)	△16,572	△19,976
普通株式の期中平均株式数(株)	293,000	293,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	新株予約権１種類（新株予約権の株式数 15,600 株）。詳細は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりです。

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、前中間会計期間は潜在株式が存在しておらず、また１株当たり中間純損失を計上しているため、当中間会計期間は新株予約権の残高がありますが、１株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

２．当社は 2024 年５月 14 日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024 年６月 25 日付で普通株式１株につき 100 株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり中間純損失を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）　【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月26日

グローカルマーケティング株式会社
取締役会　御中

監査法人　コスモス
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　新開智之

代表社員
業務執行社員　公認会計士　長坂尚徳

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグローカルマーケティング株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第６期事業年度の中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローカルマーケティング株式会社の2025年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、

不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）上記の中間監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。